

広島市告示第 4 4 1 号
令和 8 年 1 0 月 2 日

広島市大塚東土地区画整理組合の設立認可申請に係る事業計画を土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

なお、当該土地区画整理事業に係りのある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に係りのある水面について権利を有する者は、この事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、広島市長に意見書を提出することができます。

広島市長 松 井 一 實

1 縦覧期間

令和 8 年 1 0 月 3 日から令和 8 年 1 0 月 1 6 日まで（2 週間）

2 縦覧場所

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市役所 都市整備局指導部宅地開発指導課

3 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで